

議事日程第4号

平成29年3月17日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 8件

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第4号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件 5件

議案第3号 平成29年度御嵩町一般会計予算について

議案第7号 平成29年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第8号 平成29年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第17号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定について

議案第22号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

日程第3 議案の審議及び採決 10件

議案第15号 御嵩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定につい

て

議案第19号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について

議案第25号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第26号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議に

ついて

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 須 田 和 男	企 画 課 長 小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 若 尾 宗 久
保 険 長 寿 課 長 高 木 雅 春	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 大 鋸 敏 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 亀 井 孝 年	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 高山由行君、6番 山口政治君の2名を指名します。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第2、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第3号から議案第8号までと、議案第17号、議案第22号
の合わせて8件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました8件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それ
ぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第4号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別
会計予算について、議案第5号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、
議案第6号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。平成29年3月9日に開催された御嵩町議会第1
回定例会本会議において本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の

規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記 1. 審査実施日、平成 29 年 3 月 13 日。

2. 審査事件名、議案第 4 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第 5 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 6 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類等の説明を関係職員に求め、適正かつ適切であるか、住民が賛成する内容であるかなどを主眼に審査しました。

なお、主な意見及び質疑は次のとおりですので、お目通しください。

4. 審査の結果、議案第 4 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 5 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 6 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上です。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する審議及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

議案第 4 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 4 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第5号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第6号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

委員長報告の中で(3)のボランティアポイント制度というのがあります。予算化も報酬と委託費が計上されておりますが、委員会におきましてこのポイント制度について、なかなかちよ

っとわかりづらい部分がありましたので、どのようなことが話し合われたかちょっとお聞かせ
いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

委員会におきまして、このボランティアポイント制度につきましてはかなりの時間を割いて
審査をいたしました。まず団体、サロン運営について、どういう形でのサロンか。あと、道路
の草刈りとかそういったことについてはどうか。道路の草刈りなどは、団体として登録をして
あればポイントがいただけるということだそうです。あと、登録の仕方ですね、団体登録は町
です、個人については社協で申し込むということなど。それから今後の課題としましては、
個人宛ての、例えば個人の家へ行くとか、そういうことについては対象ではありませんが、来
年度以降は検討をしていくという内容でした。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

今の説明の中で、個人のボランティアの方が取り上げにくいといいますか、扱いにくいとい
いますか、団体が主な対象になっているんですけど、来年以降、個々のボランティアも拾い上
げるような制度に改正していくような議論がされましたでしょうか。お願いします。

議長（大沢まり子君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

安藤議員が言われるのは、個々のというのは、受け手の側の個々の、例えば個人の方がごみ
出しで困っているとか、足を骨折して犬の散歩が少しの間できないとか、そういったことを対
象とされるのであれば、それは今はそういうことは内容には入っていないので今後検討してい
くということですし、それからやり手の側の個人というのは、皆さん大抵どこかの団体に入っ
ていらっしゃるわけですが、それは社協での個人ボランティアの中で登録をしていただけ
れば、社協が一団体といいますか、そういうことで社協のほうでポイントを、その仕事とい
うか、ボランティア内容に対して社協が判を押すといった仕組みだと思います。そういったこ
とも委員会の中で確認をしました。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

非常に受け手、そういった問題がたくさんあると思います。ただ、私としましては、団体とかなんかに登録しなくても、個人的に近所の方のお世話をしているとか、そういった方を拾い上げるような制度にさせていただくようお願いしたいと思います。これで一応質問は終わらせていただきます。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第3号 平成29年度御嵩町一般会計予算について、議案第7号 平成29年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第8号 平成29年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第17号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定について、議案第22号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、以上5件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告をさせていただきます。

平成 29 年 3 月 9 日に開催された御嵩町議会第 1 回定例会本会議において本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、平成 29 年 3 月 15 日水曜日。

2. 審査事件名、議案第 3 号 平成 29 年度御嵩町一般会計予算について、議案第 7 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第 8 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第 17 号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定について、議案第 22 号

御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について。

審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類等の説明を関係職員に求め、次の点に主眼を置いて審査しました。一つ、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なものであるか。一つ、基本構想、基本計画その他の計画等に沿ったものか。一つ、使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかであります。

なお、主な質疑については次のとおりでございますので、議案第 3 号から議案第 22 号までについてはお目通しを願いたいと思います。

審査の結果、議案第 3 号 平成 29 年度御嵩町一般会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 7 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 8 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 17 号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 22 号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上であります。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する審議及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

議案第 3 号 平成 29 年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 平成29年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第7号 平成29年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 平成29年度御嵩町下水道特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 8 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 8 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 17 号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 17 号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 22 号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 22 号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第 3、議案の審議及び採決を行います。

議案第 15 号 御嵩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 15 号 御嵩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 16 号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 16 号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 18 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 18 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 19 号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 19 号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部

を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 20 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 20 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 21 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 21 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 23 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

質疑を 2 点ほどお伺いします。

町税条例の改正ですが、これが出たときに私も少し質問しましたが、要は条件を緩和するという形で、今までのただの保証人の住所とかそういうことを緩和すると、ここの書かれたような今までのふぐあいがなくなるという話でした。

もう少し納得がしたいので質問しますが、例えば資料の 57 ページの現行の保証人の要件というところで、町内に住所を有する者であること、中段あたりですが、2 件ほどできなかったと、申し込みが。前の条件ではできないということで条例を改正したいということでしたが、例えばこの人たちが連帯保証人を立てるという段になったら、申し込みが本当にあるのかないのか。どうしても私は、要件を緩和して門戸を開くと言いながら連帯保証人ということをつけてあるので、そこがまたハードルが高くなっていると思うんですけど、最終的には町長がいろんな条件を加味して、それこそ保証人は立てない場合もあるよという条件は書いてありますので、それを条件として当然最終セーフティーネットにはなっていると思いますが、そのハードルの面ですね、やっぱり連帯保証人が、これで緩和できるのか。ちょっとそこの考え方だけ少し伺いたいと思っております。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、保証人の住所要件を緩和させていただきます。御説明でも申し上げましたとおり、28年度におきましても6件ほどの町内の保証人が立てられないという方がお見えになりました。そういった現状を踏まえて、今回の条例改正ということで上程させていただきました。

やはり町内に在住の方であれば我々も保証人の方の状況はわかる状況でございますが、住所要件を緩和するという事で、他の地域の方が保証人になられるということでございますので、その辺はやはり保証人となられる方も、保証人としての自覚といいますか、責任を持って保証人になっていただきたいということで、今回、保証人から連帯保証人と名称を変えさせていただきました。

当然、皆さんいろんな事情があつて町営住宅へ入っていただきますけれども、家賃が滞るとか、そういったことはない方がほとんどでございますが、中にはやっぱりそういった事情の方もお見えになりますので、そういった方についてはやっぱり連帯保証人という形で、町としましても家賃の滞納がないような方針で進めていきたいということで、今回の条例の改正に至っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

趣旨としてはわかります。当然、議員としても、御嵩町の財産の使用にお金をもらうのは当然で、その担保をとるのは当然でございますが、先ほど申し上げましたように、公営住宅の基本的な姿勢、やっぱり経済弱者、そういう人には何とか住居がない人には求めてもらうということで、最終、町長の最終判断ができるという項目もありますので、ぜひそういう件がありましたら話し合つて、住宅を何とかお貸しできるような形にさせていただきたいと思つています。以上です。ありがとうございました。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいまの高山議員の質問と関連でございますけれども、これは住宅入居条件として、いわ

ゆる保証人の条件変更ということで提示されてきておりますし、この背景には、御嵩町の町営住宅の家賃の滞納が相当高額になっておるといことと、今後の住宅行政、町営住宅の住宅行政の中で、管理・保守等の費用捻出についても家賃収入よりもかなり大幅な資金投入が必要であるということから、こういう形がとられたのではないかなど。

いわゆる滞納をなくしながら、適正に入居をしていただきながら、適正な管理ができるようなシステムを構築したいというのが基本的な考え方であろうと思いますが、そこで、従来、町営住宅というものは、その法律が施行されて、各自治体が町営住宅というのをどこの町村でもつくりました。そして、生活困窮者ないしは住宅に困られる方々を救済しようということでこの制度が定着して今日まで来たわけですが、今日的な意味において、今後、相当、当時の状況と思うと、その必要状況というのはかなり変わってきておるんじゃないかと思います。

御嵩町にとって、今後この住宅行政、町営住宅行政というものを、建物更新等含めて今後さらにこれを維持していくのか、将来的にこれはもう民間に任せるといような方向が出てくるのか。といいますのは、国交省等でも雇用促進住宅等については廃止の方向で、国としてもそういう動きが数年前にあったわけですので、自治体としてどういう姿勢をとっていくのかというのは、基本的にこういう条例改正の時期に一度考えておく必要があるかと思いますが、その辺についてどんな考え方を持っておられるのか、一言いただければありがたいと思いますが。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

連帯保証人が問題になっておりますけれども、基本的に税の制度とか料金の制度というのは非常にきめ細かくできておまして、基本的には払えないというような額で設定をされるということはありません。減免対象にもなるでしょうし、そういう意味では、自分の収入に合わせて払っていけないことはない。かなり計画性を持って生活してもらわなきゃいけないですから、そういう形になってくると。これは私、本当に指にまめができるほど決裁印を押しているんですけども、払わずにためてしまったという方が圧倒的に多いというふうに感じております。

そんな中で、今、町営住宅に入居したいという方が余りいないというのが現実ですし、国交省主体になって岐阜県内にも組合があったんです。公営住宅を持っているところが集まって、もしやるのであれば補助金なども申請をしていこうということで、そういう団体があったんですけども、これも、私が町長になって二、三年はありましたけれども、なくなりました。ニーズが余りないというのが現実です。

御嵩町の場合、もし今後ニーズがあるとしたら、逆に経費を考えれば、アパートを借り上げ

るような形で、そこを町営住宅というような形で運営したほうが、これはそのときに計算はしてみますけれども、そのほうがリーズナブルにいくんではないのかなということは思っておりますので、今後、そうした方が入れない、棟数が足りないという話になりましたら、できる限り、相談を皆さんとしながら、町営住宅を新築して入居していただくというような方法はとるべきではないのかなという感覚で今考えております。

ただ、でき得れば、例えば上之郷地区は人口減少しておりますので、若者対象だけに限定して、若夫婦だけ入っていただくような町営住宅というのはおもしろいんじゃないのかなということは思っております。そこで住んでいただけたら、今度は、実際に家を建てるのも御嵩町内にしてくださいよというような形での、人口政策としての町営住宅のあり方というものは一考に値するのではないのかなということを感じておりますので、また皆さんのお知恵をおかりしながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 23 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 24 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 24 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 25 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 25 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 26 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 26 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第 4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（大沢まり子君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、今定例会に上程させていただきました 29 年度予算を初め多々ございましたけれども、全ての案件について議了していただきまして、ありがとうございました。

また、教育長任命では同意をいただきまして、本当にありがとうございます。教育長については、合格点というのは平均点以上が合格点なのか、いろいろな局面で合格点というのは違うんでしょうけれども、私は高木教育長には非常に高いポテンシャルがあると思っておりますので、前期は少なくとも合格点の最高のところだということで評価をしております。今後、私との関係そのものも、非常に新しい教育委員会制度になっておりますので、連絡を密にとりながら、その方向性をしっかりと見ながら、学校という特別な社会と一般の社会との橋渡し役になってもらえるような、そんな教育長になっていただけるよう、しっかりとお互いの意思を確認しながら御嵩町の学校をよりよくしていきたいと思っております。

ここ数日間、非常にいいこともあり心配なこともあり、いろいろ世の中はにぎやかでありますけれども、来週になるとまた違った雰囲気になるのかなとは思っておりますけれども、しっかりと注目していきたいというふうに思っております。ただ、行政的な制度であるとか、いろんな仕組みであるものは、そう簡単には変わっていくわけではありませぬので、御嵩町は御嵩町として粛々と歩を進めていくと。

特に 29 年度は、いろんな意味での準備をしていく年度になると思っております。皆さんにも相談をしながら、かなり大きな事業、ひとり歩きしつつありますので、そこは走り過ぎないよう、大急ぎで丁寧に説明をしながら進めていきたいというふうに思っております。

私は、基本的には常に前向きに考えていくタイプですので、もともとこの庁舎をどうしようとか、何かをつくろうとかいうことは、町長になったときから自分の代でやることではないなということは思っておりました。ある程度財政力を上げた上で次の世代に渡していけば考えてくれるであろうというようなことを思っておりましたが、昨今の自然災害を見ても、やれるときにやっておかないと、非常に御嵩の条件として言えば危険な状況でもあるわけですので、決めた以上は、早く、手際よくやっていきたいというふうに思っております。

皆さんに喜ばれる事業になるようですし、40 年、50 年に 1 度あるだけの事業ですから、それに取り組めるということで、私もそうですし、議会の皆さんもその部分を名誉に思って、よりよいもの、20 年、30 年たっても、いいところにいいものをつくったと言われるような、そんな施設整備をしていきたいと思っておりますので、議員の皆さんとは、こういうかたい形のみならず、いろんなところで話をしながら、町民の声にも耳を傾けつつ進めてまいりたいと思っております。

平成 29 年度は、そういう意味では大変忙しい年になるかと思しますので、議員の皆さんも
ある程度覚悟の上で1年間を送っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いし
まして、本日最終日の私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これもちまして平成 29 年御嵩町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

これにて解散いたします。

午前 9 時 50 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員